

24	新都建構第 95 号	平成 24 年 6 月 28 日
27	新都建指第 1608 号	
改正		平成 28 年 3 月 28 日
30	新都建指第 709 号	
改正		平成 30 年 8 月 31 日
3	新都建指第 1286 号	
改正		令和 4 年 3 月 30 日
4	新都建指第 398 号	
改正		令和 4 年 6 月 27 日
4	新都建指第 1505 号	
改正		令和 5 年 3 月 28 日
6	新都建指第 459 号	
改正		令和 7 年 3 月 28 日

新宿区擁壁及びがけ安全化対策支援事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震、台風、集中豪雨等により災害が発生するおそれのある擁壁等の安全化対策に必要な資金の一部を助成することにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 新宿区擁壁及びがけ安全化対策支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に關しては、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下、「土砂災害防止法」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 擁壁 がけの崩壊を防止するための工作物をいう。

- (2) がけ 地表面の水平面に対する勾配が2分の1を超える傾斜地をいう。
- (3) 擁壁等 擁壁及びがけをいう。
- (4) 築造工事 擁壁の新設工事又は築造替え工事で、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に定める基準に適合するものをいう。
- (5) 土砂災害警戒区域等 土砂災害防止法第7条第1項の規定により東京都知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定により東京都知事が指定した土砂災害特別警戒区域をいう。
- (6) 土砂災害対策工事 土砂災害警戒区域等内に存する擁壁等の土砂災害の防止に関する工事で、「土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針（東京都）」に準拠した設計による対策工事をいう。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 築造する擁壁又は土砂災害対策工事に係る擁壁等の全部又は一部の所有者（当該擁壁を複数の者が共有する場合にあっては、当該共有者全員の同意により管理者として選任された者）で次条に規定する助成対象工事をを行う者
 - (2) 築造する擁壁又は土砂災害対策工事に係る擁壁等が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合にあっては、区分所有者の集会の決議により選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
 - (3) 所有者の承諾を得て、次条に規定する助成対象工事をを行う者（当該所有者の親族又は借地権者に限る。）
 - (4) 土砂災害対策工事については、次条に規定する助成対象工事をを行う土砂災害警戒区域等内の土地所有者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。
- (1) 築造する擁壁又は土砂災害対策工事に係る擁壁等について、この要綱に基づく助成と同種の他の助成を受けている者
 - (2) 助成対象者が個人（前項第2号の規定に該当する者を除く。）の場合にあっては、区市町村民税を滞納している者
 - (3) 助成対象者が法人の場合にあっては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当する者
 - (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- 3 前2項の規定にかかわらず、公益性が高く、早急に施工する必要があると区長が認めた築造工事又は土砂災害対策工事をを行う者については、助成対象者とすることができる。

(助成対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる工事（以下、「助成対象工事」という。）は、次のいずれかに該当する工事とする。

(1) 高さ 1.5 メートル以上かつ工事前の状態が次のいずれかに該当する擁壁等に対する築造工事

- ア かけの法面が露出したままの自然がけ
- イ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等軽量で強度が小さい材料を用い、裏込めにコンクリートを充填していないもの）
- ウ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- エ 鉄筋コンクリート造又は間知石等練積み造で、劣化、変形等が著しい擁壁
- オ その他崩壊の危険性があると認められる擁壁等

(2) 工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなる見込みとなる土砂災害対策工事

2 前項の規定にかかわらず、建築物の建築計画等により建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合又は新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る築造工事は、助成対象工事としない。

3 助成対象工事に係る擁壁等を複数の者が共有する場合は、共有者の人数にかかわらず、1件の助成対象工事としてこの要綱を適用する。

4 助成金の交付は、同一の敷地について、原則として1回を限度とする。ただし、第7条第2項の擁壁等安全化対策工事助成全体設計承認書を受けた助成対象工事については、この限りでない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の表のとおりとする。

助成対象工事	助成金の額	助成金の上限額
(1)築造工事	助成対象工事に要する費用の3分の2以内の額	土砂災害警戒区域等内の場合 35,000,000 円
		土砂災害警戒区域等外の場合 15,000,000 円
(2)土砂災害対策工事		12,000,000 円
備考		
1 土砂災害警戒区域等の内外にわたって(1)の工事を行う場合において、助成金の上限額は、土砂災害警戒区域等内の場合に適用する上限額と同額とする。		
2 助成対象工事をしようとする擁壁等が同一の敷地に2基以上ある場合の助成対象工事に要する費用は、それぞれの費用の合計額とする。		
3 助成対象工事に要する費用の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。		
4 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		

- 2 複数に分筆された敷地にまたがる一連の擁壁等をそれぞれ異なる者が所有し、又は管理する場合において、当該一連の擁壁等に係る助成対象工事を一体で行うときにおける助成金の額は、当該所有し、又は管理するそれぞれの者ごとに負担する助成対象工事に要する費用について算定する。

(全体設計の承認)

第7条 助成対象工事が同一の敷地において複数年度にわたり継続的に工事が行われる場合は、初年度における次条の規定による申請を行う前に、あらかじめ、当該助成対象工事に要する費用の総額、完了予定時期等について、擁壁等安全化対策工事助成全体設計承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる書類
 - (2) 工事工程表
 - (3) 全体事業費内訳（各年度の事業費内訳を含む。）
 - (4) 助成対象工事に係る事業費内訳（各年度の事業費内訳を含む。）
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、擁壁等安全化対策工事助成全体設計承認書（第2号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、前項の規定による承認を受けた全体設計の内容のうち当該助成対象に係る事業費の総額（全体設計額）を変更する場合について準用する。
 - 4 第1項の規定による申請は、同一の敷地において1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、擁壁等安全化対策工事助成金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 助成対象工事に係る土地の登記事項証明書の写し（3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 当該擁壁等を複数の者が共有する場合にあっては、当該共有者全員の同意により管理者として選任された者であることを証する書類及び築造工事又は土砂災害対策工事の施工に関する同意書の写し
- (3) 当該擁壁等が建物の区分所有等に関する法律第1条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合にあっては、区分所有者の集会の決議により又は持分の合計が過半となる共有者の承諾により管理者として選任された者であることを証する書類の写し
- (4) 当該擁壁等が建物の区分所有等に関する法律第1条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合にあっては、区分所有者の集会の決議により又は持分の合計が過半となる共有者の承諾により築造工事又は土砂災害対策工事が施工されることを証する書類の写し
- (5) 個人（第4条第1項第2号の規定に該当する者を除く。）にあっては、申請者に係る直近の区市町村税の納付状況が確認できる資料

(6) 法人にあっては、法人登記簿謄本若しくは抄本又は登記事項証明書の写し及び常時使用する従業員の数を確認できる資料

(7) 次に掲げる各工事に応じた書類

ア 築造工事の場合 建築基準法による工作物建築確認済証、都市計画法による開発行為許可書又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可証の写し。ただし、これらの書類が発行されない助成対象工事の場合はこの限りでない。

イ 土砂災害対策工事の場合 当該工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなる見込みについての東京都との協議書

(8) 設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）

(9) 工事見積書の写し（内訳書を含む。）

(10) その他区長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類について、前条の規定により全体設計の承認を受けた場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3 交付申請をした者が次条第1項の規定による交付の可否の決定前に助成金の交付申請を取り下げる場合は、擁壁等安全化対策工事（取下げ・取止め）届（第10号様式）を区長に届け出るものとする。

（助成金の交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付する決定をしたときは擁壁等安全化対策工事助成金交付決定通知書（第4号様式）により、同項の規定により助成金を交付しない決定をしたときは擁壁等安全化対策工事助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請を行った者に通知する。

（状況報告）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、工事中における現場検査を行い、被決定者から工事に関する報告を求めることができるものとする。

（交付決定の変更等）

第11条 被決定者は、交付決定の内容を変更（助成金の額に変更を生じるものに限る。）しようとするときは、擁壁等安全化対策工事助成金変更交付申請書（第7号様式）に第8条第1項各号に規定する書類（変更に係る部分に限る）を添付して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更内容を適当と認めるときは擁壁等安全化対策工事助成金変更交付決定通知書（第8号様式）により、当該変更内容を適当と認めないときは擁壁等安全化対策工事助成金変更不交付決定通知書（第9号様式）により被決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定について次に掲げる内容の変更（助成金の額に変更を生じるものを除く。）をしようとするときは、軽微な変更届（第9号の2様式）に第8条第1項各号に規定する書類（変更に係る部分に限る。）を添付して、区長に届け出るものとする。
- (1) 第4条第1項第2号に規定する者の変更
 - (2) 助成対象事業の事業費の変更
 - (3) 当該擁壁の位置、形状、材料等の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める変更
- 4 被決定者は、工事の完了前に当該工事を取り止めようとするとき又は助成金の交付を辞退しようとするときは、擁壁等安全化対策工事（取下げ・取止め）届（第10号様式）を区長に提出するものとする。

（工事完了の報告）

第12条 被決定者は、工事が完了したときは、工事完了報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

- (1) 工事契約書の写し（内訳書を含む）
- (2) 当該工事に要した経費を証する書類の写し（施工者からの領収書等）
- (3) 工事施工写真
- (4) 次に掲げる各工事に応じた書類

ア 築造工事の場合 建築基準法、都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法による検査済証の写し。ただし、建築基準法による工作物建築確認、都市計画法による開発行為の許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可を要しない助成対象工事の場合は、この限りでない。

イ 土砂災害対策工事の場合 当該工事が完了したことについての東京都との協議書

- (5) その他区長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに完了検査を実施し、その内容を審査するとともに、助成金の交付の適否及びその額を確定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、擁壁等安全化対策工事助成金額確定通知書（第12号様式）により被決定者に通知する。

（助成金の交付請求）

第14条 被決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、擁壁等安全化対策工事助成金交付請求書（第13号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第 15 条 区長は、被決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
- (4) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、擁壁等安全化対策工事助成金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第 16 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、擁壁等安全化対策工事助成金返還通知書（第 15 号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に工事契約が締結される改修等工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区擁壁及びがけ改修等支援事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、全体設計の承認を受け、改修等工事に係る契約を締結し

ている擁壁及びびがけに係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区擁壁及びびがけ改修等支援事業助成金交付要綱の様式により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請をする助成対象工事について適用し、同日前に助成金の交付申請をした助成対象工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付申請をする助成対象工事について適用し、同日前に助成金の交付申請をした助成対象工事については、なお従前の例による。